

様式第17号(1) (第13条関係)

温泉成分・禁忌症適応症・揭示表 (浴用の場合)

- 1 源泉名 ひみ阿尾の浦温泉
 2 泉質 ナトリウム-塩化物泉(等張性・弱アルカリ性・高温泉)
 3 温泉ゆう出地の泉温 摂氏55.7度
 4 浴用に供する場所における温泉の温度 摂氏42.3度

5 本泉1kg中に含有する成分及び分量 (mg)

成分	分量 (mg)	備考
陽イオン		
リチウムイオン Li+	0.52	
ナトリウムイオン Na+	3255.00	
カリウムイオン K+	26.11	
アンモニウムイオン NH4+	12.21	
マグネシウムイオン Mg2+	4.89	
カルシウムイオン Ca2+	377.70	
ストロンチウムイオン Sr2+	9.54	
マンガンイオン Mn2+	0.20	
鉄(II)イオン Fe2+	0.64	
陽イオン計	3687	
陰イオン		
フッ素イオン F-	4.03	
塩素イオン Cl-	5763.00	
臭素イオン Br-	21.33	
ヨウ素イオン I-	2.08	
炭酸水素イオン HCO3-	55.52	
硝酸イオン NO3-	1.90	
陰イオン計	5848	
非解離成分		
メタケイ酸 H2SiO3	41.10	
メタホウ酸 HB02	68.00	
非解離成分計	109.10	
溶存物質計	9644	
溶存ガス成分		
遊離二酸化炭素 CO2	0.67	
溶存ガス成分計	0.67	
成分総計	9645	
その他の成分 亜鉛	0.097mg/kg	

6 温泉の分析年月日 平成14年12月2日

7 分析者 分析実施機関の名称及び登録 富山県衛生研究所
(登録番号 富山-01)

- 8 温泉に水を加えている場合は、その旨及びその理由
温泉の供給量の不足を補うために加水しています
- 9 温泉を加温している場合は、その旨及びその理由
入浴に適した温度を保つため加温しています
- 10 温泉を循環させている場合は、その旨 (ろ過を実施している場合は、その旨を含む。) 及びその理由
温泉資源の保護と衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています
- 11 温泉に入浴剤 (着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。) を加え、又は温泉を消毒している場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
富山県旅館業法施行条例の衛生に関する基準を満たすため、塩素系薬剤を使用しています
- 12 浴用の禁忌症
(1) 一般的禁忌症
急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)
(2) 泉質別禁忌症
なし
- 13 浴用の適応症
(1) 一般的適応症
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
(2) 泉質別適応症
きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病
- 14 浴用上の注意事項
(1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は、1日当たり2~3回までとすること。
(2) 温泉療養のための必要期間は、概ね2~3週間を適当とすること。
(3) 温泉療養開始後概ね3日ないし1週間前後に、湯あたり(湯ざわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ、又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
(4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初め3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こしやすい人は、浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。)
エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
オ 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
(ア) 高度の動脈硬化症
(イ) 高血圧症
(ウ) 心臓病
カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので、十分注意すること。
キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
ク 飲酒しての入浴は特に注意を要する。
- 15 禁忌症・適応症決定年月日
平成17年5月16日